

年 組 氏名

保護者 様

静岡県立駿河総合高等学校長

## 感染症による出席停止のお知らせについて

あなたは、下記の疾病（○印）にかかっているか、またはその疑いがあります。  
つきましては、学校保健安全法第19条の規定により、出席を停止してください。  
なお、病気が治りましたら、下の登校許可証明書に医師に記入してもらい、学級担任へ提出してください。

種	○印	感 染 症 名	出席停止期間の基準 (ただし、病状により学校医その他の医師において感染症のおそれがないと認めるときはこの限りでない)
1		病名 ( )	治癒するまで。
		百日咳	特有の咳(せき)が消失するまで、又は適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
		麻疹	解熱した後3日を経過するまで。
		流行性耳下腺炎	耳下腺・顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後、5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで。
		風疹	発疹が消失するまで。
		水痘	すべての発疹が痂皮化するまで。
		咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで。
		結核、髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において、感染のおそれがないと認めるまで。
3		コレラ	症状により医師が感染のおそれがないと認めるまで。
		細菌性赤痢	
		腸チフス	
		パラチフス	
		腸管出血性大腸炎	
		流行性角結膜炎	
		急性出血性結膜炎	
		その他の感染症 ( )	

\*学校保健安全法第19条には、「校長は、感染にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。」と定められています。

## 登校許可証明書

学校長 様

年 組 氏名

1 病 名 \_\_\_\_\_

2 停止期間 月 日から 月 日まで

3 その他指導事項 \_\_\_\_\_

上記の者の病気は感染するおそれがなくなりましたので、登校しても差し支えないものと認めます。

令和 年 月 日

医師名 \_\_\_\_\_